

蟹江町火災予防条例の一部を改正します

- 消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、蟹江町火災予防条例の一部を改正するものです。

この改正は、平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会会場で発生した火災を踏まえ、対象火気器具等(火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具)の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しに対し安全を図るため基準を設けるものです。

- 主な改正内容は次のとおりです。

1 対象火気器具等の取扱い基準

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けるものです。

【対象火気器具等の例】

コンロ、グリドル、ストーブ、トースター、発電機等

【対象となる催し】

祭礼、縁日、花火大会、展示会、運動会やPTAなどの学校行事、自治会など地域社会が行う祭りなど一定の社会的広がりを持つ催しが対象となります。

【対象とならない催し】

集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外となります(近親者によるバーベキューや花見、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催し)。

2 対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合の届け出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署へ事前に届け出なければなりません。

※ 届け出を行う者及び消火器を準備する者は、露店等の関係者です。ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ届け出を行うのではなく、当該催しの主催者、管理者又は露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防署へ届け出を行います。



お問合せ先

蟹江町消防本部 予防課

TEL 0567-95-5121